

## 有識者構成員からの意見等

- 9-1 久保構成員意見
- 9-2 松坂構成員意見
- 9-3 中島構成員意見
- 9-4 太田構成員意見

## 第2回犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会への意見

構成員 久保 潔

(一)「検討課題」(案)は、第2次基本計画策定時の議論を踏まえ、現状における問題点をおおむね網羅している。それをもとにした当面の検討スケジュール案も、まず公費負担のあり方(理念)、心理療法の定義等、基本的な問題から取り組む方針を示しており、妥当と考える。

経済・財政状況がきわめて厳しい中、公費負担について国民の理解を得るためには、何が必要かを常に念頭に置いた検討が求められる。

その意味でまず、心理療法・カウンセリングを公費負担とする必要性、あり方(理念)、犯罪被害者対策における位置付け等の基本事項を徹底的に議論し、共通認識を明確にしておく必要がある。

(一) 公費負担のあり方(理念)に関しては、保険医療制度の中で充実を図っていくのか、より幅広い社会福祉の一環として捉えるのか、あるいは犯罪被害者救済・権利回復としてなのか、その考え方によって、対応はそれぞれ異なったものとなる。

また、警察庁、厚生労働省、文部科学省等を中心に、多岐にわたる取り組みがすでに行われているが、そうした既存の制度を活用するのか、まったく別のシステムを構築するのか。あるいは性犯罪被害に多いとされる、届け出のない被害者をどう組み入れていくのか。基本的な理念ともかかわってくる、具体的な課題も数多くある。

以上のような基本的な課題については、スケジュールにこだわることなく、十分な時間をかけていただきたい。

第2回犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会への意見

構成員 松坂 英明

犯罪被害者のための「国費による心理療法」の制度設計をしようとしているわけですが、それは、名実ともに「犯罪被害者にとって最も効果的・合理的な制度」でなければならず、そういう観点からは、まずは、現場の実情を把握したうえで、犯罪被害者の立場に立って考えたときにどういう制度設計が最も大事なのかを念頭においてこの制度設計に関与したく下記の意見を申し上げる。

犯罪被害者に対する心理療法の実情についての情報は、日々犯罪被害者と向き合っている精神科の先生や臨床心理士の先生方が保有しているものと想像する。そこで、時間を十分に確保した上で、そういう現場の先生方からもご意見をお聴きできるようにご配慮いただきたい。

日本医師会、精神科の先生方の団体、日本臨床心理士会等の団体からの意見聴取ということも有用かもしれません。また、医師、臨床心理士以外の資格者で、しかるべく実績を上げている職種の方からも現場の実情を聴いてみたいと考える。

構成員 中島聡美

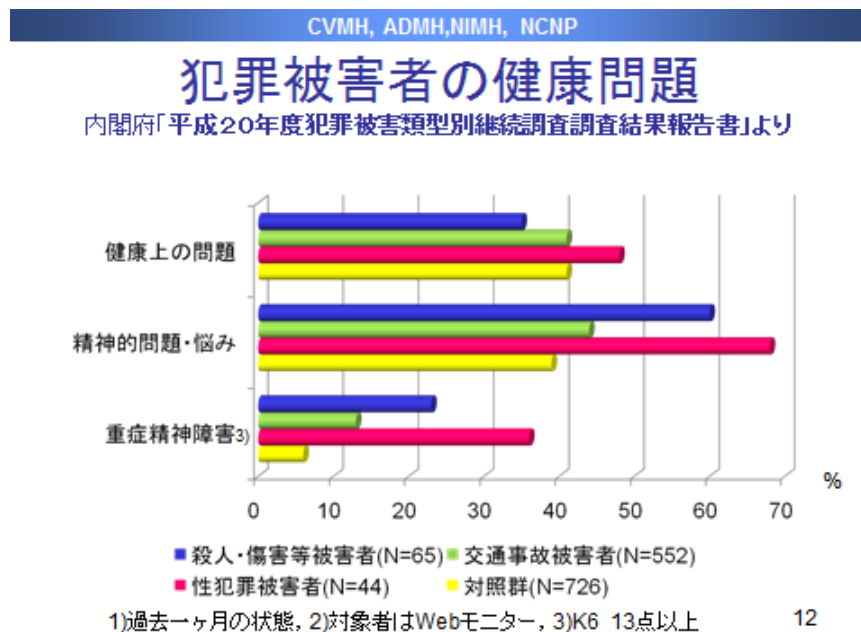
## 1. 資料 4-1 精神疾患等に対する治療法の評価の例について

本文「I 002 通院・在宅精神療法」（1日につき）500点」とありますが、これは精神保健指定医が行った初診の場合の診療報酬かと思えます。再診においては、30分以上 400点、30分未満 330点です。また、認知療法については、16回を限度に1回420点となっているかと思えますので、ご確認の上追記願います。

## 2. 犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担についての検討に向けての意見（今後の検討に向けて）

## (1) 犯罪被害者の心理的ケアの必要性について

犯罪被害者においては長期にわたり、精神的苦痛が持続しており、非被害者に比べ重症の精神障害を抱えている人の割合が多い。また、同じ内閣府の調査で、精神的問題を抱える被害者において、非被害者より、医療機関への通院が多いことや、今後望む施策として PTSD の専門治療者の養成があげられていることから、犯罪被害者において精神医療や心理療法の需要は高いと考えられる。



(2) 犯罪被害者における現在の精神療法・心理療法の公費負担・制度

- ① 警察に届け出をした犯罪被害者：犯罪被害給付金（対象者）、警察の犯罪被害者支援、民間犯罪被害者支援センター、精神保健福祉センター、一部の自治体における被害者支援、その他民間団体
- ② 児童の被害者：児童相談所、教育現場におけるカウンセリング
- ③ 配偶者間暴力被害者：配偶者間暴力相談支援センター、DV 支援の民間団体

警察に届けない性暴力被害者の心理支援および、被害者が医療機関ではないカウンセリング機関での相談費用の公費負担が困難

(3) 犯罪被害者への心理的支援の公費負担の可能性

- ① 公費での支援が可能な機関における心理相談の充実・専門治療の提供
  - 警察のカウンセリングの充実：心理療法を提供する場所や期間の制限が存在。また、都道府県で一か所しか提供できず、アクセスの問題がある
  - 精神保健福祉センターにおける相談・専門医療の提供：医療や面接相談が行えない機関もある。
  - 民間犯罪被害者支援センターにおける専門療法の提供：心理療法の行える場所や専門家のいないところもある。
  - 男女共同参画および配偶者間暴力相談支援センターにおける女性被害者へのカウンセリングの拡大
- ② 心理療法機関での治療費の公費負担
  - 犯罪被害給付金の拡大
  - 地方自治体への取り組みへの補助

臨床心理士による療法実務の実態について

應 義 塾 大 学  
太 田 達 也

- 1 今後の議論を進めるうえで、臨床心理士による療法実務の実態について、基本的な情報提供を頂きたい。

例えば、現在、2万人いる臨床心理士の業務形態（病院、福祉施設、学校、開業など）や主たる分野（福祉、医療、学校教育など）、医療との連携の実情と問題、報酬の実情（特に、開業の場合、患者さんから直接、報酬を受ける場合の相場、倫理規定など）、臨床心理士養成の実情、資格取得後の研修やスキル維持の方法などについて御教示頂きたい。

- 2 各都道府県警に設置されている少年サポートセンターにおける被害少年へのカウンセリングの状況や、臨床心理士等の被害少年カウンセリングアドバイザーの業務への関わり方について情報提供を頂きたい。